

# 経営安定資金（物価高騰緊急小口対応資金）の概要

（目的） 物価高騰により売上の低下など経済的な影響を受けている融資対象者を支援し、経営の安定に寄与することを目的とします。

（融資条件） この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとします。

融資対象者	条例第2条に定める中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの。 ① 物価高騰の影響を受け、最近1か月の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。 ② 物価高騰に伴う中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた者 ③ 同法第2条第6項（危機関連保証）の規定による認定を受けたもの  ※業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、原則として以下に該当すること 直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、10%以上減少していること。
資金使途	運転資金
融資限度額	500万円以内（他の経営安定資金の合算額）
利率	1年以内 1.0% 3年以内 1.2%、5年以内 1.6%、7年以内 1.8% ※恵庭市が5年間にわたって利子を補給します
融資期間	7年以内（うち据置1年以内）
返済方法	月賦又は一括返済
保証人・担保	原則として、法人は代表者を連帯保証人とし、個人事業主は不要とするとともに担保は必要に応じて徴することとします。
信用保証	北海道信用保証協会の信用保証を付すものとします。
保証料率	北海道信用保証協会所定の信用保証料率を適用（年0.5%～年2.2%）
取扱金融機関	北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、北央信用組合